平成二十一年六月二十日に変更があったもの

位置	変更前		変更後	
	専修学校名	課程名	専修学校名	課程名
東京都	江戸川医療専門学校	医療専門課程　作業療法学科 医療専門課程　理学療法学科	東京リハビリテーション専門学校	医療専門課程　作業療法学科 医療専門課程　理学療法学科

○文部科学省告示第三十六号

専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年文部省告示第八十四号）第三条の規定に基づき、当該課程を修了した者が高度専門士と称することができる課程として認めた次の専修学校の専門課程について、平成二十一年三月三十一日をもって廃止されたので、同規程第四条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十二年二月二十六日

文部科学大臣　川端　達夫

位置	専修学校名	課程名
北海道	専門学校日本福祉リハビリテーション学院	医療専門課程　診療放射線学科
東京都	東京スポーツ・レクリエーション専門学校	医療専門課程　理学療法科Ⅰ部
神奈川県	茅ヶ崎リハビリテーション専門学校	教育・社会福祉専門課程　社会福祉学科
新潟県	新潟コンピュータ専門学校	工業専門課程　ハードウェア技術科
	新潟ビジネス専門学校	商業実務専門課程　大学併修学科

○文部科学省告示第三十七号

専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規程（平成六年文部省告示第八十四号）第三条の規定に基づき、当該課程を修了した者が高度専門士と称することができる課程として認めた次の専修学校の専門課程について、この告示の日から同条に掲げる要件に適合しなくなったと認めたので、同規程第四条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十二年二月二十六日

文部科学大臣　川端　達夫

位置	専修学校名	課程名
滋賀県	滋賀医療技術専門学校	医療専門課程　作業療法学科
		医療専門課程　理学療法学科

○文部科学省告示第三十八号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第百五十五条第一項第五号の規定に基づき、学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十二年二月二十六日

文部科学大臣　川端　達夫

学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示の一部を改正する告示

学校教育法施行規則第百五十五条第一項第五号の専修学校の専門課程等を定める告示（平成十七年文部科学省告示第百六十九号）の一部を次のように改正する。

表一大原簿記情報専門学校札幌校商業実務専門課程会計システム４年制学科の項の次に次のように加える。

札幌医学技術福祉専門学校医療専門課程理学療法士科	平成二十五年三月一日

表一専修学校ロシア極東大函館校文化・教養専門課程ロシア地域学科の項の次に次のように加える。

専門学校北日本自動車大学校工業専門課程自動車整備科（一級整備士コース）	平成二十三年三月一日

表一専門学校日本福祉リハビリテーション学院医療専門課程診療放射線学科の項中「平成二十年三月一日」の下に「（平成二十一年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同表専門学校日本福祉看護学院医療専門課程看護学科の項中「平成十八年三月一日」の下に「（平成二十一年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の次に次のように加える。

専門学校日本福祉看護・診療放射線学院医療専門課程看護学科	平成二十一年四月一日
専門学校日本福祉看護・診療放射線学院医療専門課程診療放射線学科	平成二十二年三月一日

表一北海道ハイテクノロジー専門学校医療専門課程バイオテクノロジー科（四年制）の項中「バイオテクノロジー科（四年制）」を「バイオテクノロジー学科（４年制）」に改める。

表四十五沖縄情報経理専門学校商業実務専門課程経営情報科（昼間部）の項中「平成十八年三月一日」の下に「（平成二十一年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の前に次のように加える。

沖縄情報経理専門学校商業実務専門課程キャリアカレッジ科	平成二十一年四月一日

表四十五沖縄情報経理専門学校那覇校商業実務専門課程経営情報科の項中「平成十八年三月一日」の下に「（平成二十一年三月三十一日までに当該課程を修了した者に限る。）」を加え、同項の前に次のように加える。

沖縄情報経理専門学校那覇校商業実務専門課程キャリアカレッジ科	平成二十一年四月一日